



新型コロナウイルスの影響を受けた方への主な支援情報一覧(7月22日現在)

	支援内容	問合せ
個人向け	収入が減ってしまった、支払いなどに困っている方へ	
	住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金 以下の①②いずれかに該当する世帯(他に要件あり) ①世帯全員の令和3年度住民税が非課税の世帯 ②令和3年1月以降の収入が新型コロナウイルス感染症の影響で減少し、世帯全員のそれぞれが住民税非課税相当の収入となった世帯(家計急変世帯)	コールセンター ☎0120-070-902
	①よしかわ生活応援給付金 令和4年度住民税均等割課税のみの世帯に対して、市独自の給付金を支給します。 ※支給には、一定の要件があります。	地域福祉課 ①☎982-9548 ②③☎982-9602
	②新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金 緊急小口資金等の特例貸付について、緊急小口資金および総合支援資金の貸し付けを終了した世帯に対して「新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金」を支給します。 ※支給には、一定の要件があります。	
	③住居確保給付金(家賃) 休業などに伴う収入減少により、離職や廃業と同程度の状況になり、住居を失う恐れが生じている方に対して、一定期間家賃相当額を支給します。	
	緊急小口資金・総合支援資金(生活費の貸し付け) 休業や失業などにより、生活資金でお悩みの方に対して、必要な生活費用などの貸し付けを行います。	社会福祉協議会 ☎981-8750
	県営住宅の提供 住居の確保が困難となった方に対して、県営住宅の一時提供を行います。	県住宅課 ☎048-830-5564
	納税猶予・減免(税・社会保険料) 申請により納税猶予や減免が認められる場合がありますので、ご相談ください。 ①国保税や国民年金保険料の減免、後期高齢者医療保険料の減免などのご相談 ②介護保険料の納付猶予や減免のご相談 ③国税(所得税など)の納税猶予などのご相談(事業主向けもあり)	①国保年金課☎982-9538 ②長寿支援課☎982-5119 ③越谷税務署☎965-8111
	電気・ガス料金の猶予 電気・ガス料金の支払いにお悩みの方は、契約している電気・ガス事業者にご相談ください。	各契約事業者
	傷病手当金 勤務先から給与などの支給を受けている方が、感染または感染が疑われたことにより、仕事を休み、給与などの支払いを受けることができなくなった場合、傷病手当金を支給します。	ご加入の健康保険の保険者、国民健康保険ご加入の方は国保年金課☎982-5116
	休業手当 会社に責任のある理由で労働者を休業させた場合、会社は、休業期間中に休業手当(平均賃金の6割以上)を支払う必要があります。	各雇用先の事業主
	子どもがいるご家庭へ	
	低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金 ◆平成16年4月2日以降に生まれたお子さんが対象(障がい児は平成14年4月2日以降) 【ひとり親世帯分】以下の①または②のいずれかに該当する方 ①公的年金等を受給していることにより、令和4年4月分の児童扶養手当の支給を受けていない方 ②令和2年2月以降新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変するなど、収入が児童扶養手当を受給している方と同じ水準となっている方 【ひとり親世帯以外分】以下の①②の両方に当てはまる方(※ひとり親世帯分の給付金を受け取った方を除く) ①令和4年3月31日時点で18歳未満の児童(障がい児の場合、20歳未満)を養育する父母等 ②令和4年度住民税(均等割)が非課税の方、または新型コロナウイルス感染症の影響を受けて令和4年1月1日以降の収入が急変し、住民税非課税相当の収入となった方	子育て支援課 ☎982-9529
	母子及び父子並びに寡婦福祉資金貸付制度 母子、父子家庭および寡婦(寡夫)の方の経済的自立や、扶養している子どもの福祉増進のために必要な資金を県が貸し付けする制度です。	東部中央福祉事務所 ☎048-737-2359
	その他	
	生活困窮者自立相談支援事業 生活に困窮する方に対して、一人ひとりの状況に合わせた包括的な支援を実施しています。	地域福祉課☎982-9602
生活保護制度 現に生活に困っている方に対して、最低限の生活の保障と、自立を助けるため、程度に応じて生活費、住居などの必要な保護を実施しています。		
事業主向け	経営が厳しい、従業員への負担を減らしたい	
	事業者連携発展支援補助金 複数事業者の連携による商品、サービスなどの付加価値の創造、新たなビジネスの構築などの事業に対し、上限100万円(補助率2分の1)の補助を行います。	商工課 ☎982-9697
	実質無利子・無担保融資(9月末まで) 事業が悪化した個人事業主などに対し、無担保・無利子で融資を行います。	中小企業金融・給付金相談窓口 ☎0570-783183
	雇用調整助成金[特例措置](9月末まで) 経済上の理由により、事業活動の縮小を余儀なくされた事業主に対し、雇用の維持を図るため、休業手当に要した費用を助成します。	中小企業等支援相談窓口 ☎0570-000-678
	小学校休業など対応助成金 小学校などの臨時休業などに伴い、子どもの世話が必要となった労働者(保護者)に対して、有給の休暇を取得させた事業主に助成します。	学校など休業助成金・支援金、雇用調整助成金コールセンター ☎0120-60-3999
	小学校休業など対応支援金(個人で仕事をする方向け) 小学校などの臨時休業などに伴い、子どもの世話が必要となった、委託を受けて個人で仕事をする方(保護者)に対し、就業できなかった日について支援します。	
	企業主導型ベビーシッター利用者支援事業(個人事業主を含む) 小学校などの臨時休業などで、保護者が仕事を休んだり、放課後児童クラブなども利用できず、ベビーシッターを利用した場合の利用料金を補助します。	全国保育サービス協会 MAIL:info@acsa.jp
国や県などが実施する施策については、経済産業省のホームページや、J-Net21から検索することができます。	  経済産業省ホームページ J-Net21	

※問合せ先によっては、☎は対応していなかったり、つながりにくい場合があります。また、支援内容によっては、受付期間が存在する場合や、対象とならない場合があります。その他、新型コロナウイルスに関する相談窓口は16ページに掲載しています。